

熊本家庭裁判所後見センター(開始係)

			申 立 手数料 (印紙: 円)	登 記 手数料 (印紙: 円)	郵 便 切 手											備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					合計	内訳(単位:円分 組数)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						500	100	84	50	20	10	5	2	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
審判	成年後見																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

※ 他県の家庭裁判所では、郵便切手内訳等がこの表と異なる場合がありますので、申立先の家庭裁判所へお問い合わせください。
 ※ また、事案によっては郵便切手を追納していただく場合もありますのでご了承ください。。